

○札幌市職員共済組合被扶養者の認定・
取消事務に関する要綱

〔 昭和 53 年 2 月 1 日 〕
制 定

改正 昭和 53 年 9 月 7 日 昭和 55 年 10 月 1 日
昭和 56 年 5 月 1 日 昭和 57 年 10 月 14 日
昭和 58 年 7 月 2 日 昭和 59 年 3 月 13 日
昭和 59 年 7 月 16 日 昭和 60 年 8 月 27 日
昭和 61 年 5 月 15 日 昭和 62 年 5 月 1 日
平成元年 5 月 1 日 平成 4 年 1 月 1 日
平成 5 年 4 月 5 日 平成 27 年 3 月 25 日
平成 28 年 9 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、同法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）、同法施行規程（昭和 37 年総理府、自治省、文部省令第 1 号。以下「施行規程」という。）及び同法運用方針（昭和 37 年自治甲公第 10 号。以下「運用方針」という。）に係る被扶養者の認定・取消に関し、基準となるべき事項を定め、認定・取消事務の適正を図るものとする。

(被扶養者)

第 2 条 被扶養者とは、組合員に生計を依存し扶養されている一定範囲内（別表 1）の親族等で、主として組合員の収入により生計を維持されている者（その者の生活に要する費用を組合員が継続して負担している場合）とする。

- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者

(同一世帯の取扱い)

第3条 組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、組合員の勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は勤務等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、これを同居とみなして取扱う。

(別居認定)

第4条 前条ただし書の同居とみなす者を除く別居認定については、別居先の世帯構成、世帯員の職業、収入等に留意し、組合員の送金額により扶養の事実を確認して決定する。

この場合において、組合員の送金額は、被扶養者の収入の2分の1以上かつ一人当たり月額3万円以上を要する。

(夫婦の共同扶養)

第5条 夫婦が共同して扶養している場合については次により処理する。

- (1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合（1割以内）は、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- (3) 前2号にかかわらず、当該被扶養者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、当該受給者の被扶養者とする。

(稼働年齢層にある者の不就労)

第6条 18歳以上60歳未満の不就労者については、稼働能力がなく、又は稼働しないことにやむを得ない事由があり、かつ、現実に扶養を受け、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号又は第34号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族とされている者に限る。

(父母)

第7条 被扶養者としての父母の認定は、組合員の兄弟姉妹等の有無及びその具体的な状況並びに組合員の家族構成、所得等組合員が扶養している事実又は扶養しなければならない具体的事情を基礎として判断する。

(兄弟姉妹)

第8条 被扶養者としての兄弟姉妹の認定は、組合員の他の兄弟姉妹の有無及びその具

体的な状況並びに組合員の家族構成、所得等組合員が扶養している事実又は扶養しなければならない具体的事情を基礎として判断する。

(祖父母・孫・甥姪・姻族等)

第9条 被扶養者としての曾祖父母、祖父母、孫、曾孫、伯叔父母、甥姪、姻族の認定は、組合員の家族構成、所得等組合員が扶養している事実及び扶養しなければならない具体的事情を基礎として判断する。

(被扶養者として認定されない者)

第10条 次に掲げる者は、主として組合員の収入により生計を維持する者に該当しない者とする。

- (1) 共済組合（法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付のすべてをいう。）の組合員、健康保険及び船員保険の被保険者である者
- (2) その者について、当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する地方公共団体、国その他から受けている者
- (3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- (4) 勤労（年金等を含む。）、資産、又は事業による収入が運用方針第2条関係第1項第2号の2の(3)に規定する年額130万円（60歳以上の公的年金の受給者である場合又は障害を支給事由とする公的年金の受給者である場合にあっては180万円）以上の所得がある者
- (5) 雇用保険、その他給付金の受給資格のある者で、その受給額が年額に換算して130万円を超える者で受給の対象となっている期間
- (6) その者について組合員以外の者が、所得税法第84条に規定する扶養親族として扶養控除を受けている者

第11条 前条第4号及び第5号の所得の算定については、次による。

- (1) 恒常的であること。
- (2) 月額の場合、基準年額÷12ヵ月。ただし、収入月額が一定していない者については、3ヵ月連続して基準年額÷12ヵ月
- (3) 日額の場合、基準年額÷12ヵ月÷30日

(4) 雇用保険の場合、基準年額÷360日（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第16条及び第18条第1項の規定に基づく基本手当日額）

（所得年額）

第12条 「年額」とは、次に掲げる所得の合計年額で非課税所得も含まれるものをいう。

所得の合計額は、所得税法上の所得金額の計算に関係なく、その者の年間における総収入額（資産所得、事業所得等で所得を得るために修理費、管理費、役務費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除した額）とする。

(1) 給与所得（給料、賞与、手当、賃金、恩給、年金等）

(2) 事業所得（農業、商業、製造業その他の事業から生ずるもの）

(3) 利子所得、配当所得（預貯金利子、株式配当金、有価証券利息等）

(4) 不動産所得（土地、家屋の賃貸等による収入）

(5) その他の所得（社会保険各法に基づく休業給付金、雇用保険法に基づく雇用保険金その他組合において前各号に準ずる所得と認定した収入）

2 所得税法上において、その者の所得として取扱われていない所得であっても、現実には、その家業等に従事している場合には、その所得の名義人にかかわりなく、同様の業務に従事する他の従業者に支払われる給与（賃金手当）に換算し、その額をその者の所得とする。なお、労務の提供度合等の評価にあたっては、従事する者の事業運営上の地位、年齢、健康状態、労働量その他特殊事情等を考慮して取扱うものとする。

3 所得年額は、既定の収入額を指すものではなく現在及び将来にわたる収入状態から推定したいわゆる向こう1年間の収入とする。

（添付書類）

第13条 組合員が被扶養者の異動について、施行規程第94条の規定により申告しようとするときは、「職員及び扶養親族等に関する（異動）申告書」に別表2及び別表3に定める書類又はこれに類する書類を添えて、提出させるものとする。

（被扶養者認定の効力等）

第14条 認定の効力は、新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合にはその組合員となった日から、組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合にはその事実が生じた日からそれぞれ発生する。ただし、その届出が組合員とな

った日若しくはその被扶養者としての要件を備えるに至った日から 30 日以内にされない場合には、その届出を受けた日から発生する。

2 被扶養者の資格は、その要件を欠くに至った日から消滅する。

3 組合は、被扶養者に該当しないと認定したときに、所属長を経由してその旨を組合員に通知する。

(認定・取消の効力)

第 15 条 組合は、すでに認定されている者について実態調査等により、被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、その資格の取消要件を欠いた日までそ及するとともに、その間に行った給付金等は判明した日から 2 年間を限度として返還を求めるものとする。なお、認定取消の効力を生ずる要件とは、次の各号の規定を基準とする。

(1) 所得が運用方針第 2 条関係第 1 項第 2 号の 2 の(3)に規定する年額 130 万円 (60 歳以上の公的年金の受給者である場合又は障害を支給事由とする公的年金の受給者である場合にあっては 180 万円) を超えるに至ったとき。

(2) 就職したとき。

(3) 同居を要件とする被扶養者が別居したとき。

(4) 離婚したとき。

(5) 死亡したとき。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の適用に当たり特に判断を要する事項については、共済課長が決定する。

附 則

1 この要綱は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行前に、すでに被扶養者資格の認定を受けている者については、この要綱により認定を受けたものとみなす。

附 則

1 この要綱の変更は、昭和 53 年 9 月 7 日から施行する。

2 この要綱の変更以前にすでに被扶養者の認定・取消をされた者についてはこの要綱により認定・取消をされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の変更以前に、すでに被扶養者の認定・取消をされた者については、この要綱により認定・取消をされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 56 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の変更以前にすでに被扶養者の認定・取消をした者については、この要綱により認定・取消をされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 57 年 10 月 14 日から施行し、昭和 57 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 58 年 7 月 2 日から施行し昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の変更以前にすでに被扶養者の認定・取消をした者については、この要綱により認定・取消をされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 59 年 3 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の変更以前にすでに被扶養者の認定・取消をした者については、この要綱により認定・取消をされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 59 年 7 月 16 日から施行し昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の変更以前にすでに被扶養者の認定・取消をした者については、この要綱により認定・取消をされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の変更以前にすでに被扶養者の認定・取消をされた者については、変更後の要綱により認定・取消をしたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 61 年 5 月 17 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の変更は、昭和 62 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の変更以前にすでに被扶養者の認定・取消をした者については、この要綱により認定・取消をされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の変更は、平成元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の変更以前にすでに被扶養者の認定・取消をした者については、この要綱により認定・取消をされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

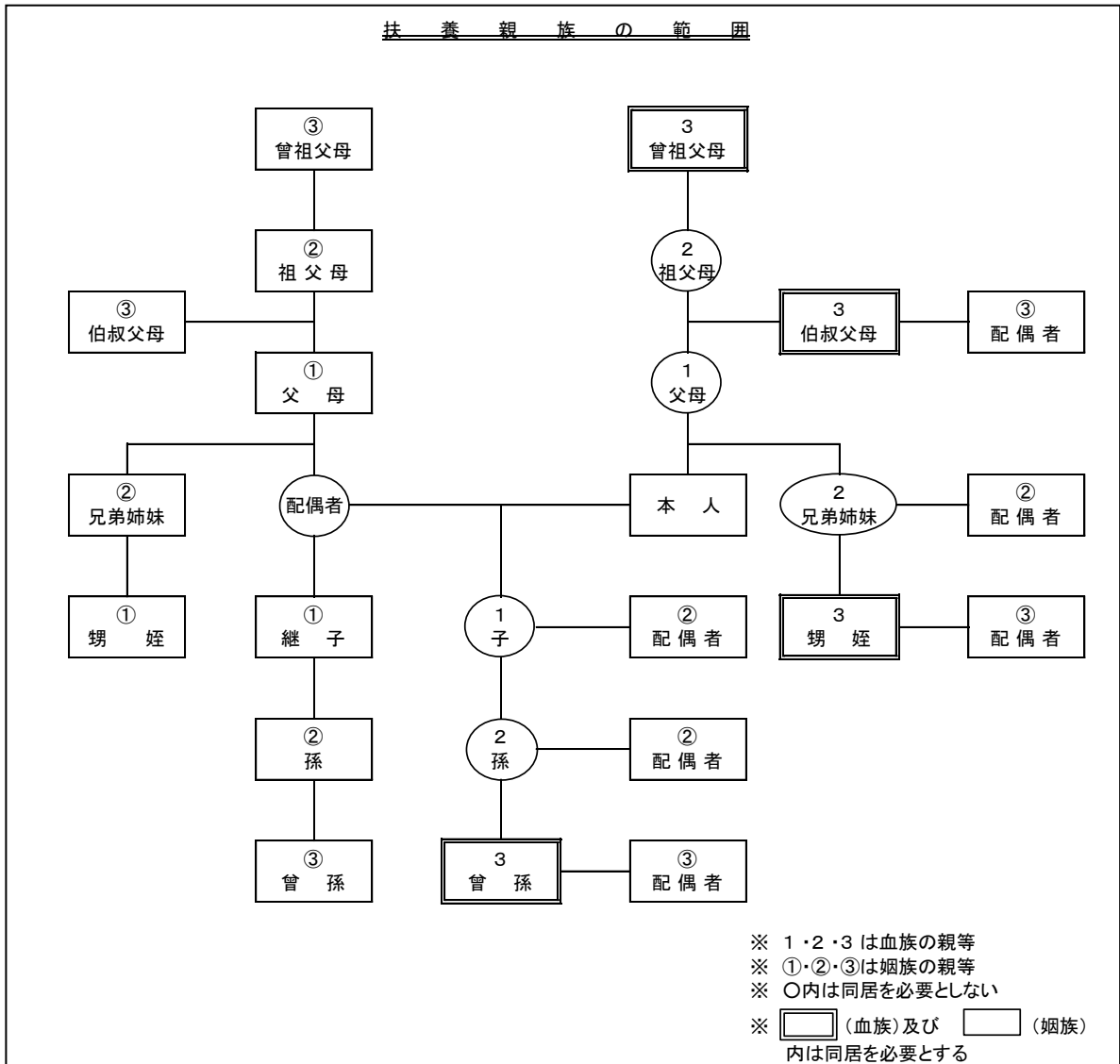
附 則

この要綱の変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

別表1 扶養親族の範囲（第2条関係）



別表 2 扶養親族に関する申告書に添付する書類（認定）（第 13 条関係）

申 告 例	扶養の事実を証明する書類
<p>1 配偶者の場合</p>	<p>(1) 扶養の理由書</p> <p>(2) 住民票</p> <p>(3) 婚姻の場合 ・ 戸籍謄本</p> <p>(4) 離職した場合又は廃業した場合</p> <p>ア 雇用保険受給資格がない場合 ・ 退職証明書</p> <p>イ 雇用保険受給資格がある場合 ・ 雇用保険受給資格者証の写又は離職票 1・2 の写</p> <p>ウ 雇用保険金を受給し、その期間が終了した場合 ・ 雇用保険受給資格者証の写</p> <p>エ 自営業を廃業した場合 ・ 廃業を確認できる書類</p> <p>(5) 各種収入がある場合</p> <p>ア 年金収入 ・ 年金証書の写（年金額が改正された場合は、改定通知書の写）</p> <p>イ 事業収入 ・ 確定申告書の写及び収支内訳書の写</p> <p>ウ 給与収入 ・ 給与見込証明書 ・ 給与証明書</p> <p>(6) 各種収入がない場合 ・ 無職無収入申立書 (1)の中に具体的事情を記載する</p> <p>(7) 健康保険脱退証明書又は国民健康保険証の写</p>
<p>2 子の出生</p>	<p>(1) 扶養の理由書</p>

<p>3 18歳未満の子の養子縁組の場合</p>	<p>(2) 住民票</p> <p>(3) 夫婦共同扶養の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年分の年間収入証明書（源泉徴収票） ・勤務先の非扶養証明書 <p>(1) 扶養の理由書</p> <p>(2) 住民票</p> <p>(3) 戸籍謄本</p> <p>(4) 各種収入がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1の(5)適用 <p>(5) 夫婦共同扶養の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年分の年間収入証明書（源泉徴収票） ・勤務先の非扶養証明書 <p>(6) 実親の非扶養証明書</p> <p>(7) 健康保険脱退証明書又は国民健康保険証の写</p>
<p>4 18歳以上の子の場合</p>	<p>(1) 扶養の理由書</p> <p>(2) 住民票</p> <p>(3) 学生の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 <p>(4) 離職した場合又は廃業した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1の(4)適用 <p>(5) 各種収入がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1の(5)適用 <p>(6) 各種収入がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無職無収入申立書 <p>(7) 夫婦共同扶養の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年分の年間収入証明書（源泉徴収票） ・勤務先の非扶養証明書 <p>(8) 健康保険脱退証明書又は国民健康保険証の写</p>
<p>5 18歳以上の兄弟姉</p>	<p>(1) 扶養の理由書</p>

<p>妹の場合</p>	<p>(2) 住民票</p> <p>(3) 学生の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明書 <p>(4) 戸籍謄本</p> <p>(5) 父母の収入に関する証明書</p> <p>(6) 父母・兄弟姉妹の非扶養証明書</p> <p>(7) 離職した場合又は廃業した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の(4)適用 <p>(8) 各種の収入がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の(5)適用 <p>(9) 各種収入がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無職無収入申立書 <p>(10) 夫婦共同扶養の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年分の年間収入証明書（源泉徴収票） ・ 勤務先の非扶養証明書 <p>(11) 健康保険脱退証明書又は国民健康保険証の写</p>
<p>6 父母等を扶養する 場合</p>	<p>(1) 扶養の理由書</p> <p>(2) 住民票</p> <p>(3) 戸籍謄本</p> <p>(4) 兄弟姉妹の非扶養証明書</p> <p>(5) 離職した場合又は廃業した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の(4)適用 <p>(6) 各種収入がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の(5)適用 <p>(7) 各種収入がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無職無収入申立書 <p>(8) 夫婦共同扶養の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年分の年間収入証明書（源泉徴収票） ・ 勤務先の非扶養証明書

7 三親等内の親族 (子、父母、孫、祖 父母及び兄弟姉妹を 除く。)を扶養する場 合	(9) 健康保険脱退証明書又は国民健康保険証の写 上記6に準じて取り扱う
8 別居の場合	(1) 送金受領申立書 (2) 送金を確認できる書類

別表3 扶養親族に関する申告書に添付する書類（取消）（第13条関係）

申告例	事実を証明する書類	取消年月日
年金収入	年金証書の写（年金額が改正された場合は、改定通知書の写）	年金証書（年金額が改正された場合は、改定通知書）通知日
事業収入	確定申告書の写及び収支内訳書の写	確定申告終了の日
給与収入	給与証明書	収入超過の対象となった実際の稼働日
雇用保険金	雇用保険受給資格者証の写	雇用保険法第21条（待期）並びに第32条（給付制限）及び第33条の期間終了の翌日
就職	就職証明書又は健康保険証の写	就職日
離婚（婚姻）	戸籍謄本	戸籍届出日
死亡	埋、火葬許可証の写	死亡日の翌日
別居	住民票	住所変更日